

可決された案件 (要旨)

◎全員賛成 ▽賛成多数

◎福生市組織条例の一部を改正する条例

第68回国民体育大会の終了に伴い、大会に関する総務部事務分掌を削除するもの。

◎福生市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に規定する派遣先団体に公益財団法人東京市町村自治調査会を追加するため、条例を改正するもの。

◎福生市都市公園条例の一部を改正する条例

新たに都市公園として福東トモダチ公園を設置するため条例を改正するもの。

◎福生市営住宅条例の一部を改正する条例

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改

正に伴い、引用する法律の名称を改めるため、条例を改正するもの。

◎福生市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律及び地方公務員法の規定に基づき、職員の任期を定め、採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を整備し、専門的な知識、経験を有する者を任期を定めて、一般職の地方公務員として採用することができるようにするもの。

◎東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について

阿伎留病院組合が平成25年8月1日から運営形態を地方公営企業法に基づく企業団へ移行したことに伴い、東京都市町村公平委員会との共同設置から脱退したい旨の申請があったため、東京都市町村公平委員会共同設置規約を変更するもの。

◎東京都市町村職員退職手当組合規約の変更について

東京都市町村職員退職手当組合の構成団体である阿伎留病院組合が、平成25年8月1日から運営形態を地方公営企業法に基づく企業団へ移行し、名称を阿伎留病院企業団へ変更及び、その他所要の改正を行う必要があることから、東京都市町村職員退職手当組合規約を変更するもの。

◎東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

多摩六都科学館組合より、平成26年4月1日から東京都市町村議会議員公務災害補償等組合に加入したい旨の依頼があり、また、阿伎留病院組合が平成25年8月1日から運営形態を地方公営企業法に基づく企業団へ移行し、名称を阿伎留病院企業団へ変更したため、本規約を変更するもの。

◎平成25年度福生市一般会計補正予算(第3号)

歳入では、基地交付

金の交付額の確定による増額や国庫負担金及び都負担金の増額等があり、歳出では、社会福祉費や生活保護費の増額、西多摩衛生組合負担金の減額、道路橋りょう費の増額等があったため、歳入歳出予算を補正する必要があるため、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億1610万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ226億5039万円とするもの。

◎平成25年度福生市介護保険特別会計補正予算(第2号)

介護保険サービス給付費は、半期の給付実績から予測すると、当初予算に比べ増額が見込まれる。これに伴い公費等の歳入は負担割合に応じて増額となるため、歳入歳出予算を補正する必要があるため、歳入歳出予算の総額にそれぞれ83万8200円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ35億7047万円とするもの。

▽福生市自転車等駐車場の指定管理者の指定について

現在、指定管理者が管理している市内7か

所の自転車等駐車場について、引き続き公益財団法人自転車駐車場整備センターを指定管理者として指定し、指定期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間とするもの。



▲福生駅東口地下自転車駐車場

◎福生市営福生駅西口駐車場の指定管理者の指定について

現在、指定管理者が管理している福生市営福生駅西口駐車場について、引き続き福生市商工会を指定管理者として指定し、指定期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間とするもの。

◎福生市福祉センターの指定管理者の指定について

現在、指定管理者が管理している福生市福祉センターについて、引き続き社会福祉法人

福生市社会福祉協議会を指定管理者として指定し、指定期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間とするもの。

◎福生市民会館の指定管理者の指定について

現在、指定管理者が管理している福生市民会館について、新たにふっさJ&S共同事業体を指定管理者として指定し、指定期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間とするもの。

◎熊川地域体育館及び福生地域体育館の指定管理者の指定について

現在、指定管理者が管理している熊川地域体育館及び福生地域体育館について、引き続きシンコースポーツ・アズビル共同事業体を指定管理者として指定し、指定期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間とするもの。

▽福生市議会議員定数条例の一部を改正する条例(議員提出議案)

福生市議会議員の定数を現行の20名から19名に改正し、次回一般選挙から適用するもの。

『臨時会が開催されました』

11月29日に平成25年第2回臨時会が開催され、議案1件の審査を行い、原案のとおり可決されました。主な内容は次のとおりです。

◎福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

東京都の給与改定に準じ、一般職の職員の給料表及び平成25年12月期の期末手当の支給割合を改定し、公民較差を解消するもの。

討論

●福生市自転車等駐車場の指定管理者の指定について

反対

この5年間、大きな赤字が続いている。今後5年間の収支見込みでも、福生市が負担する指定管理事業費は2倍に増えている。このような状態では、今後、利用料の値上げが提案される危険性がある。もとより直営、無料化に戻すべきである。

賛成

●福生市議会議員定数条例の一部を改正する条例

反対

議員は、議会を通して首長の行政運営を監視し、また行政に市民の声を届ける役割が期待されているが、議員定数削減はこれにマイナスの影響をもたらす。定数削減ではなく、我々の仕事で市民の期待に応えるべきであり、反対する。

賛成

福生市は、全国的に見て賛成する。

賛成

福生市は、全国的に見て賛成する。

